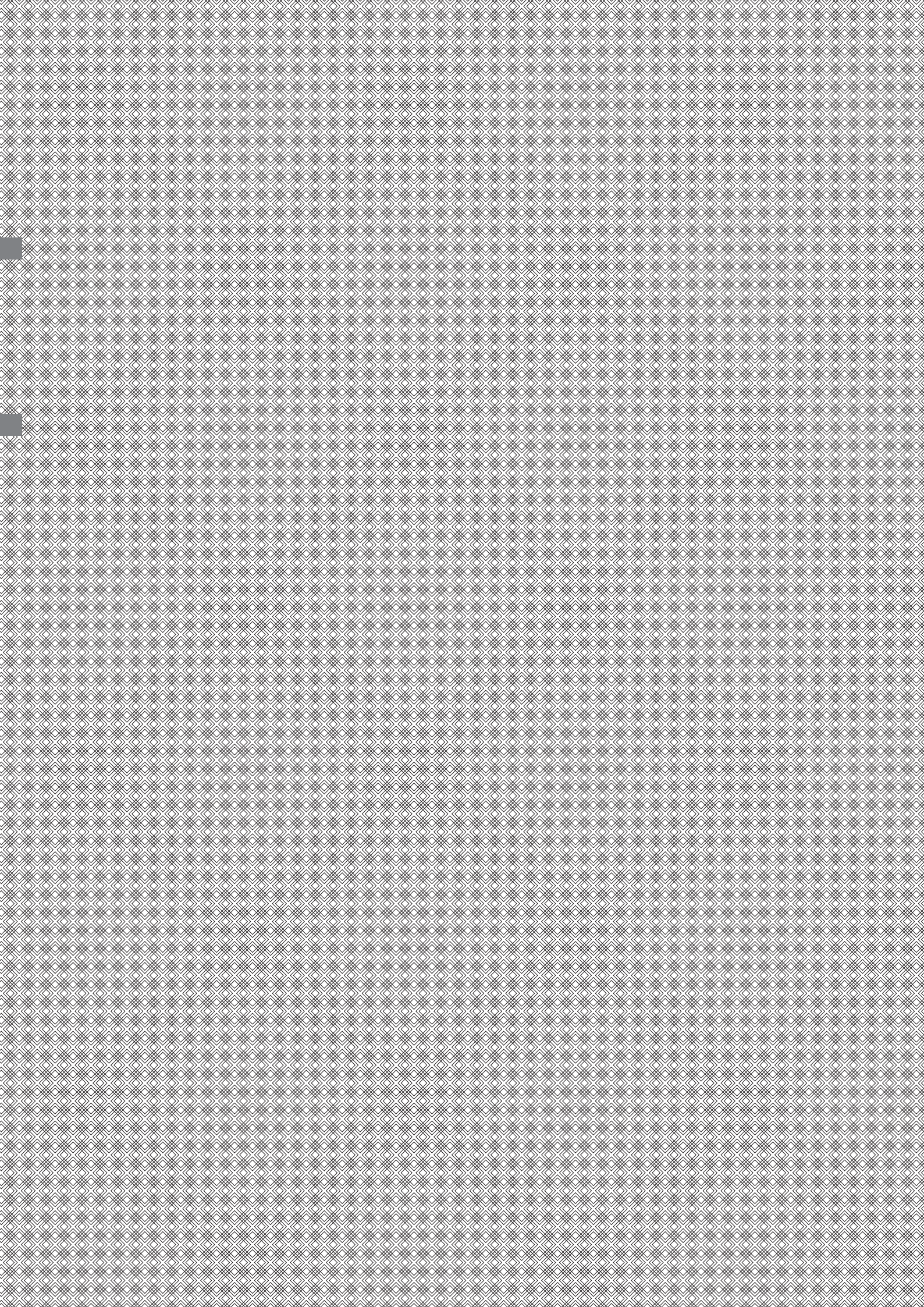


## 住民税 試験問題

### 〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。  
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。  
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和8年4月3日現在の施行法令等によって出題されます。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「I 1～I 6」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



〔第一問〕 — 50 点—

問 1 (25 点)

道府県民税利子割、道府県民税配当割及び道府県民税株式等譲渡所得割に関し、それぞれ次の点について述べなさい。なお、未成年者口座内上場株式等に係る特例について述べる必要はない。

- (1) 納税義務者(道府県民税利子割については非課税の対象についても述べること。)
- (2) 税率
- (3) 徴収方法
- (4) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

問 2 (25 点)

個人の市町村民税の非課税措置(非課税の基準となる金額を若干上回る所得を有する者に係る所得割の額の調整措置を含む。)について、その意義及び概要を述べなさい。ただし、非課税所得について述べる必要はない。

〔第二問〕 — 50 点—

A 県 B 市に住所を有する甲及び甲の家族の令和 7 年中の所得等の状況は、次の【資料】のとおりであり、課税に必要な事項は適切に A 県及び B 市に申告されている。

甲及びその家族が令和 8 年度分として A 県へ納付すべき県民税及び B 市へ納付すべき市民税の額を、計算過程を明らかにしてそれぞれ算出なさい。

また、特別徴収された令和 7 年度分の個人住民税額(令和 7 年中の所得に係る税額に限る。)がある場合、その税額を計算過程を明らかにしてそれぞれ算出なさい。

【問題の前提条件】

- 1 A 県及び B 市の条例においては、所得割及び均等割とも標準税率を採用しているものとする。
- 2 B 市の条例では、個人の市民税均等割の非課税に係る基準については地方税法施行令第 47 条の 3 の規定に基づき、基本額を 35 万円、加算額を 21 万円と規定しており、均等割の軽減措置については規定されていないものとする。
- 3 B 市は政令市に該当しないものとする。
- 4 森林環境税については考慮しないものとする。

【資料】

(1) 甲(昭和 55 年 7 月 25 日生)の所得等の状況

- ① 給与所得に係る収入金額 7,950,000 円
- ② 土地の譲渡に係る収入金額等の明細

(単位：円)

| 区分 | 取得年月日          | 譲渡年月日           | 収入金額      | 取得費       | 譲渡費用    | 譲渡先 |
|----|----------------|-----------------|-----------|-----------|---------|-----|
| 土地 | 令和 2 年 2 月 9 日 | 令和 7 年 8 月 23 日 | 4,000,000 | 2,250,000 | 900,000 | 個人  |

(注) 当該譲渡について所得税の確定申告書に記載されており、その取得費については、甲によって証明されている。

- ③ 利子所得に係る収入金額  
・甲を名義人とする預貯金の利子 59,000 円  
(支払日 令和 7 年 8 月 16 日、支払者の所在地 A 県 C 市)
- ④ サマージャンボ宝くじ当せん金に係る収入金額 400,000 円
- ⑤ 支払社会保険料 920,000 円
- ⑥ 支払一般生命保険料  
・一般生命保険料(平成 23 年 5 月 14 日締結) 14,000 円  
・一般生命保険料(平成 29 年 8 月 2 日締結) 13,000 円
- ⑦ 支払長期損害保険料(平成 25 年 4 月 10 日締結) 240,000 円

上記のうち 82,000 円は地震保険料に該当し、一の契約である。

⑧ 医療機関に支払った金額

・甲の人間ドックの受診費用 68,000 円

(B市より人間ドック助成金として 20,000 円が支給されている。また、検査の結果に異常はなく、疾病の治療等は生じていない。)

・甲及び甲の妻のインフルエンザ予防接種にかかった費用 8,000 円

・甲の疾病の診察・治療にかかった医薬品で特定一般用医薬品等に該当するものの購入にかかった費用 40,000 円

(注) 甲は前年中に健康の保持増進及び疾病の予防に対して一定の取組を行っている。

⑨ 22 歳の長男(甲と生計を一にし、同居を常況としている。)は甲の確定申告書において甲の特定親族とされている。

⑩ 17 歳の次男(甲と生計を一にし、同居を常況としている。)を扶養している(甲の確定申告書において甲の扶養親族とされている。)

⑪ 12 歳の三男(甲と生計を一にし、同居を常況としている。)を扶養している(甲の確定申告書において甲の扶養親族とされている。)。なお、身体障害者手帳を有し、障害の程度は 3 級とされている。

(2) 甲の妻(昭和 55 年 12 月 24 日生)(甲と生計を一にし、同居を常況としている。)の所得等の状況

① 給与所得に係る収入金額 2,584,000 円

② 雑所得に係る収入金額等の明細

・原稿の収入 190,000 円

・必要経費 21,000 円

③ 支払社会保険料 290,000 円

④ 支払個人年金保険料(平成 28 年 6 月 9 日締結) 23,000 円

(3) 甲の長男(平成 16 年 5 月 5 日生)(甲と生計を一にし、同居を常況としている。)の所得等の状況

① 給与所得に係る収入金額 1,680,000 円

② 配当所得に係る収入金額

(単位：円)

| 区分       | 決算    | 決算日 | 収入年月日           | 株主総会決議年月日       | 収入金額   |
|----------|-------|-----|-----------------|-----------------|--------|
| a 株式(上場) | 年 1 回 | 3 月 | 令和 7 年 5 月 20 日 | 令和 7 年 4 月 20 日 | 16,000 |

(注) a 株式の配当については、源泉徴収されており、所得税の確定申告書において分離課税により申告されている。

(4) 甲の姉(昭和 52 年 8 月 10 日生)の所得等の状況

① 給与所得に係る収入金額 5,012,000 円

② 退職所得に係る収入金額等の明細

・ 甲の姉の勤務状況

平成 12 年 4 月 1 日 X 社に就職

令和 7 年 9 月 31 日 X 社を退職

・ X 社から支給を受けた一般退職手当の収入金額(令和 7 年 12 月 15 日支給) 13,080,000 円

③ 譲渡所得に係る収入金額等の明細

(単位:円)

| 区分  | 取得年月日           | 譲渡年月日            | 収入金額      | 取得費     | 譲渡費用   | 譲渡先 |
|-----|-----------------|------------------|-----------|---------|--------|-----|
| 絵 画 | 令和 4 年 3 月 19 日 | 令和 7 年 5 月 21 日  | 1,250,000 | 640,000 | 12,000 | 個 人 |
| 骨董品 | 令和 3 年 12 月 5 日 | 令和 7 年 6 月 21 日  | 480,000   | 550,000 | 27,000 | 個 人 |
| 書 画 | 平成 29 年 5 月 1 日 | 令和 7 年 12 月 10 日 | 300,000   | 165,000 | 7,000  | 個 人 |

(注) 全ての譲渡について所得税の確定申告書に記載されており、その取得費については、甲の姉によって証明されている。

④ 支払社会保険料 110,000 円

⑤ 支払生命保険料(平成 30 年 7 月 6 日締結) 16,000 円

⑥ 医療機関に支払った金額

・ 甲の姉の疾病の診察・治療にかかった医療費 200,000 円

(注) 生命保険契約に基づく保険金の支払により、甲の姉の医療費の 1 / 4 が補てんされている。

⑦ 夫と 3 年前に死別し、その後再婚していない。

⑧ 甲の祖母(甲の姉と生計を一にし、同居を常況としている。)を扶養している(甲の姉の確定申告書において甲の姉の扶養親族とされている。)

(5) 甲の兄(昭和 53 年 12 月 4 日生)の所得等の状況

① 事業所得に係る収入金額等の明細

・ 事業収入 16,930,000 円

・ 必要経費 6,405,000 円

(注 1) 甲の次男は創業当初より所轄税務署長から青色申告の承認を受けており、帳簿書類を備え付けてその業務に係る一切の取引を正規の簿記の原則により記録し、これに基づいて貸借対照表及び損益計算書を作成している。また、創業当初より青色事業専従者給与に関する届出書を提出している。

(注 2) 甲の次男は e-Tax (電子申告)による申告又は電子帳簿保存を行っているものとする。

- ② 支払社会保険料 1,920,000 円
- ③ 支払小規模企業共済等掛金 540,000 円
- ④ 政治団体 Z への寄附 100,000 円
- ⑤ 17 歳の長女(甲の兄と生計を一にし、同居を常況としている。)を扶養している(甲の兄の確定申告書において甲の兄の扶養親族とされている。)

(6) 甲の兄の妻(昭和 54 年 2 月 27 日生)(甲の兄と生計を一にし、同居を常況としている。)の所得等の状況

給与所得に係る収入金額等の明細

- ・ Y 社から支払を受けた給与収入金額 390,000 円

(注) Y 社は甲の兄が経営する会社であり、甲の兄の妻は甲の兄の事業専従者である。

(7) 甲の父(昭和 30 年 6 月 13 日生)の所得等の状況

- ① 老齢厚生年金の収入金額 2,830,000 円
- ② 山林(昭和 64 年取得)の譲渡に係る収入金額 3,130,000 円

・ 山林の譲渡に要した伐採費、運搬費その他租税特別措置法施行規則

第 12 条に掲げる費用の合計 3,744,000 円

- ③ 土地の譲渡に係る収入金額等の明細

(単位：円)

| 区分 | 取得年月日            | 譲渡年月日          | 収入金額      | 取得費       | 譲渡費用    | 譲渡先 |
|----|------------------|----------------|-----------|-----------|---------|-----|
| 土地 | 平成 16 年 5 月 15 日 | 令和 7 年 6 月 2 日 | 5,900,000 | 2,320,000 | 916,000 | 国   |

(注) 当該譲渡について所得税の確定申告書に記載されており、その取得費については、甲の父によって証明されている。また、確定申告書の特例適用条文等の欄において、租法 31 条の 2 と記載されている。

- ④ 株式に係る配当所得に係る収入金額

(単位：円)

| 区分        | 決算    | 決算月  | 収入年月日           | 株主総会決議年月日       | 収入金額    |
|-----------|-------|------|-----------------|-----------------|---------|
| b 株式(上場)  | 年 1 回 | 12 月 | 令和 7 年 2 月 18 日 | 令和 7 年 1 月 25 日 | 278,000 |
| c 株式(非上場) | 年 1 回 | 12 月 | 令和 7 年 2 月 22 日 | 令和 7 年 1 月 27 日 | 240,000 |

(注) b 株式の配当については、源泉徴収されており、所得税の確定申告書において分離課税により申告されている。

c 株式の配当については、源泉徴収されており、所得税の確定申告書において総合課税により申告されている。

- ⑤ 支払社会保険料 200,000 円
- ⑥ 支払一般生命保険料(平成 22 年 12 月 4 日締結) 71,000 円

⑦ 甲の父の疾病の診断・治療にかかった医療費 160,000 円

(注) 生命保険契約に基づく保険金の支払により、医療費の全額が補てんされている。

(8) 甲の祖母(昭和7年12月1日生)(甲の姉と生計を一にし、同居を常況としている。)の所得等の状況

老齢厚生年金の収入金額 1,530,200 円







